

「ビジネスと人権」に関する行動計画の評価方法について

令和4年6月

我が国の行動計画の評価方法

1. 行動計画の評価を行うに当たり、行動計画第4章において、「実施状況の確認に当たっては、関係府省庁における既存の評価指標の活用も含め、可能な限り、客観的な指標を用いるように努める。」と言及がある。
2. 上記1を踏まえ、可能な限り既存の指標を用いながら、全85施策の実施状況を俯瞰して確認すると同時に、行動計画全体のインパクトを測れるようにするため、実効的かつ持続可能なフォローアップとして、行動計画の全85施策の実施状況を確認しつつ、行動計画全体のインパクトを測る指標として、5つの優先分野¹における指標を設定することとする。
 - (1) 行動計画の85施策のうち、定量評価を設定できるものは用いる。既に既存の評価指標がある場合はそれを用い、ない場合は可能な限り新たに設定する。なお、定量評価で表せない場合は定性評価を用いる。
 - (2) 行動計画全体のインパクトの測定については、以下の5つの優先分野に関する指標を以下のとおり設定する。
 - ア. 目標及び該当する行動計画の優先分野：政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
(指標) 公務員等への研修の開催実績（回数・参加人数等）【全府省庁】

(関連する行動計画の施策)
♦ 公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修（2施策）【全府省庁、法務省】

- イ. 目標及び該当する行動計画の優先分野：企業の「ビジネスと人権」に関する理解の促進と意識向上
(指標) 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上のための周知・啓発活動実績（研修・セミナーの開催実績（回数・参加人数等）、HPへのアクセス数等）

¹ 行動計画の5つの優先分野：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104258.pdf>

1. 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
2. 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
3. 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
4. サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
5. 救済メカニズムの整備及び改善

【全府省庁】

(関連する行動計画の施策)

- ♦ 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施等【法務省】
- ♦ 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施【法務省、文部科学省、関係府省庁】
- ♦ 人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰【消費者庁、法務省、関係府省庁】
- ♦ 「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供【外務省】
- ♦ 経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施【経済産業省】
- ♦ 業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発【全府省庁】

ウ. 目標及び該当する行動計画の優先分野：社会全体の人権に関する理解の促進、意識の向上

(指標) 人権啓発活動等の実績【法務省、文部科学省、外務省、厚生労働省、経済産業省】

(関連する行動計画の施策)

- ♦ 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施【法務省、文部科学省、関係府省庁】
- ♦ 行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力【外務省、厚生労働省、経済産業省】

エ. 目標及び該当する行動計画の優先分野：サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備

(指標) 企業等による人権尊重の取組を促す施策検討のための活動実績（特に中小企業への対応を含む。）（各種取組の内容・会合の開催回数等）【全府省庁】

(注) 追加的な評価指標として、企業の人権デュー・ディリジェンス実施の度合い・状況について、毎年ではなく中間レビュー時に確認することを検討する。

(関連する行動計画の施策)

- ♦ 業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発【全府省庁】

オ. 目標及び該当する行動計画の優先分野：救済メカニズムの整備

(指標) 相談窓口の利用実績等（日本司法支援センター（法テラス）、人権相談、通報者の保護に関する通報者相談窓口、個別法令窓口（労働者、消費者）、外国人技能実

習機構)【厚生労働省・法務省・消費者庁等】

(関連する行動計画の施策)

- ♦ 民事裁判手続のIT化【法務省】
- ♦ 「OECD 多国籍企業行動指針」に基づく日本 NCP の活動の周知とその運用改善【外務省、厚生労働省、経済産業省】
- ♦ 日本司法支援センター（法テラス）の取組【法務省】
- ♦ 人権相談（みんなの人権 110 番等）の継続【法務省】
- ♦ 人権侵害の予防及び被害の救済【法務省】
- ♦ 個別法令等に基づく対応の継続・強化【法務省、厚生労働省、消費者庁】
- ♦ 裁判外紛争解決手続の利用促進【法務省】

(了)